

令和 7 年度第 1 回全国健康保険協会東京支部評議会 議事概要報告

開 催 日	令和 7 年 5 月 19 日 月曜日 10 : 00～11 : 15
開 催 場 所	全国健康保険協会東京支部内 会議室
出 席 評 議 員	岩崎評議員、恩藏評議員、加納評議員、関口評議員、田倉評議員、椿評議員、藤川評議員、古屋評議員（五十音順）
議 題	1. 東京支部組織の見直しについて 2. 令和 6 年度東京支部事業報告について 3. 令和 7 年度東京支部評議会開催日程について
議 事 概 要 (主な意見等)	1. <u>東京支部組織の見直しについて</u> ● <u>学識経験者</u> 債権グループの設置について、債権のボリューム等について教えていただきたい。 →● <u>事務局</u> 無資格受診により発生した返納金債権については、毎月 5,000 件程度発生しており、その都度、該当者に納付書を発送している。さらに納付期限までに納付がない場合には、定期的に催告を実施している。それでもなお納付がない場合は、法的手段をとる場合もあり、時効完成まで回収に努めている。 職員数で申し上げると、債権グループの正職員、契約職員がそれぞれ 30 名弱おり、合計 50 名くらいの体制となっている。 ● <u>学識経験者</u> 費用対効果等も考慮して効率的に回収率をあげるというのが重要であると考える。 また、債権は、マイナ保険証があれば、追跡が可能となるのか。仮に以前に債権が発生した場合には、債務不履行の履歴が医療機関等の受診の際に確認できるというような仕組みがあるのか。 →● <u>事務局</u> マイナンバーカードの利用歴で債務不履行を把握することは困難である。ただし、マイナ保険証は保険者が変わった際に医療機関で記録が確認できるので、無資格受診は確実に減少すると考える。 ● <u>学識経験者</u> 医療機関では、過去に未収金やトラブルがあった方に対しては、特段の配慮をもって対応をしている。

● 学識経験者

返納金の消滅時効については、民法の改正により債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間になっていると思われる。債権の回収については、回収率が下がらないように今後も慎重に実施いただきたい。

→● 事務局

時効については、令和2年の民法改正により変更されている。法施行前に発生した債権については10年であり、施行後に発生した債権については指摘のとおり5年である。

2. 令和6年度東京支部事業報告について

● 学識経験者

ジェネリック医薬品の使用割合について、令和6年10月の長期収載療養制度の導入によりジェネリック医薬品の使用割合が上がっているのは全国のトレンドであり、調剤に限ると、日本全体で90%を超えている。

協会けんぽの全支部と東京支部を比較すると、東京都のような大都市は大学病院等が多い関係でジェネリック医薬品の使用割合が少なくなっていたが、長期収載療養制度の導入に伴って、差が縮まっているようだが、何か要因を把握しているか。

レセプトの診療種別によって使用割合のばらつきがあると思うので、KPIの報告の際に、医科・入院・外来・調剤という形にしてみると対策が立てやすくなるのではないか。

→● 事務局

ご指摘のとおり、東京都は大学病院が多い等の事情から、後発医薬品の使用割合が低くなっていることは想定できている。しかしながら、10月から差が縮まった要因については、把握はできていない。東京支部では、令和7年度の事業計画において、長期収載療養制度導入前後のデータを抽出後、都内薬局へ情報共有する事業を予定しており、分析が進めば、この場でご報告させていただきたい。

● 学識経験者

医療機関においても患者へ丁寧に説明をし、納得感を持ってジェネリック医薬品の使用割合を上げている。患者への説明が重要と考え、ジェネリック医薬品への関心が低い医療団体への説明をぜひ進めていただきたい。

● 事業主代表

マイナンバーカードと保険証の一体化について、現在の状況を教えていただきたい。

→● 事務局

マイナ保険証の利用率について、国の報告になるが令和7年3月時点で27.26%、東京都

においては、24.85%というところで全国より東京都のほうが低い状況である。

● 事業主代表

先日、新しい従業員が入社し、資格取得の手続きをしたところ、マイナ保険証に自動的に
なるかと思っていたが、従業員がマイナンバーカードの保険証利用登録をしておらず、資
格確認書が発行された。従業員には、利用登録の説明をしたが、マイナ保険証について理
解が不十分な印象を受ける。事前に保険証の利用登録をすることで資格確認書の発行が
減らせるとよい。

社会人になったばかりの方だと、これまでマイナンバーカードの保険証利用の登録の機
会がなく、入社して必要となったケースも考えると、学生に対して推奨する形があるとい
いのではないかな。

→● 事務局

マイナンバーカードがあれば、自動的にマイナ保険証として使用できると認識している
方は非常に多い。広報においては事前に登録が必要であることを伝えていけるよう努め
ていきたい。

また、学生に対しては、保険者全体で動いていくことが必要であると考えことから、例
えば東京都保険者協議会を通じて、東京都の教育委員会や大学の連盟に働きかけができ
ないか検討して進めていきたい。

3. 令和7年度東京支部評議会日程について

特になし

以上

特記事項	
------	--

- ・傍聴者：なし
- ・次回の開催予定：令和7年7月